

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

令和6年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和6年10月

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

1. 基準に関する留意点について

(1) 人員に関する基準

①福祉用具専門相談員の員数

- ・ 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。
(居宅基準第194条・第208条及び予防基準第266条・第282条)
- ・ 当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合は、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。

福祉用具専門相談員の資格要件 (介護保険法施行令第4条第1項)

福祉用具専門相談員の資格要件は、下記のいずれかに該当する者

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、福祉用具専門相談員指定講習会修了者

②管理者 (居宅基準第195条・第209条、予防基準第267条・第283条)

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者を1名。ただし、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理上支障がないと認められる範囲内において、他の事業所、施設等の管理者又は従業員としての職務に従事することができる。

(留意点)

○訪問介護の場合と同趣旨

(2) 設備に関する基準

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する(プライバシーの保護に配慮しスペースを確保する)ほか、福祉用具貸与等の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、福祉用具貸与事業者においては、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。

【福祉用具貸与】

前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっている。

福祉用具の保管のために必要な設備

- ・清潔であること。
- ・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。

福祉用具の消毒のために必要な器材

当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(留意点)

- 指定(更新)手続きにおいて、福祉用具が適切に保管されていることを確認するため、福祉用具の保管場所の写真の提出を求めているので、添付漏れの内容留意すること。

(3) 運営に関する基準

- ①福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針 福祉用具貸与・特定福祉用具販売】
(居宅基準第199条、第214条、予防基準第278条・第291条)

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

一. 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具貸与計画又は福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格(福祉用具貸与のみ)等に関する情報を提供し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、個別の福祉用具の貸与又は販売に係る同意を書面により得るものとする。

【居宅基準第199条第1号、第214条第1号】

二. 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、定期的点検を行う。

三. 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。【居宅基準第199条第3号、第214条第3号

※「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当

該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

【福祉用具貸与】

福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

【居宅基準第199条第4号】

※居宅基準第199条第4号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。【解釈通知第3の11の3(3)③】

※修理は、専門的な技術を有する者（他の業者等）に行わせても差し支えないが、その場合も福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

【福祉用具貸与】

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

【居宅基準第199条第6号】

②福祉用具貸与計画又は福祉用具販売計画の作成

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

【居宅基準第199条の2・第214条の2、予防基準第278条の2・第292条】

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

【福祉用具貸与】

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

③ 運営規程【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 200 条 (第 216 条準用)、予防基準第 270 条 (第 289 条準用))

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

ア ～ ウ 略

エ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

※指定福祉用具貸与の提供方法とは、福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等を指すものいう。

※その他の費用の額としては、基準第 197 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額に規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式 (利用 期間に暦月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等) 及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

オ ～ キ 略

(4) 介護給付費の取扱い

① サービス種類相互の算定関係

特定施設入居者生活介護費 (短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)
又は認知症対応型共同生活介護費 (短期利用認知症対応型共同生活介護費算定を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護費 (短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。) 若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具費は算定しない。

② 軽度者に係る福祉用具貸与について

軽度者 (要介護 1、要支援 1 及び 2 の者) に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付 属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト (つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」 (以下「対象外種目」という) に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護 1 の者に加え、要介護 2 及び要介護 3 の者に対しては、原則として算定できない。しかし、利用者告示第 31 号のイ (別表 1) で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	・基本調査１－７「３．できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起きあがり困難な者	・基本調査１－４「３．できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	・基本調査１－３「３．できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	・基本調査１－３「３．できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	・基本調査３－１「１．調査対象者が意 思を他者に伝達できる」以外 又は ・基本調査３－２～基本調査３－７の いずれか「２．できない」 又は ・基本調査３－８～基本調査４－１５ のいずれか「１．ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨が記載されている 場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	・基本調査２－２「４．全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	・基本調査１－８「３．できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	・基本調査２－１「３．一部介助」 又は「４．全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	・基本調査２－６「４．全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	・基本調査２－１「４．全介助」

③月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

④その他の留意点

- ・身体障害者用物品に該当しない福祉用具の貸与について、消費税相当額を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。
- ・消費税相当額を含んだ利用料等の総額表示を行う。
- ・車いす、特殊寝台等の付属品の貸与費は、車いす等の本体と一体的に使用した場合（既に購入又は介護保険法以外の法による給付を受けている利用者に対して付属品のみを貸与した場合を含む。）に算定できるものとし、付属品のみの貸与はできない。
- ・複数の福祉用具の貸与を受けると割引になる場合（いわゆるセット割引）については、予め減額の規程を届け出るにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となった。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

臨時的な取扱いについては、令和6年3月31日をもってすべて廃止。

3. 令和6年度介護報酬改定の主な事項について （福祉用具貸与、特定福祉用具販売）

〈主な改定事項〉

- 高齢者虐待防止措置未実施減算（全サービス共通）
- 業務継続計画未策定減算（全サービス共通）
- 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算（訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与）
- モニタリング実施時期の明確化、モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付（福祉用具貸与）
- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（福祉用具貸与、特定福祉用具販売）

**○特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
(訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与)**

(概要)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化された。

○モニタリング実施時期の明確化、モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付（福祉用具貸与）

令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.5) (令和 6 年 4 月 30 日)」

問 3 福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

(答) 福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況や ADL に著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。

問 4 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

(答) 利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及び ADL の変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

○一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

（福祉用具貸与、特定福祉用具販売）

（概要）

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入された。

（対象）

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖

（対応）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。

- ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。
- イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。
- ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

（注）福祉用具販売において、中古品の販売は想定していない。

令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）（令和６年３月１５日）」

問 99 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成１１年厚生省告示第 94 号）第７項～第９項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩

行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

（答）貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

問 100 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

（答）施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

問 101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。

（答）利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当学会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）等が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ：１３.２ヶ月
- ・ 歩行器：１１.０ヶ月
- ・ 単点杖：１４.６ヶ月
- ・ 多点杖：１４.３ヶ月

問 102 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用

具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

(答) 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

問 103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

(答) 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

問 104 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。

(答) 販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5) (令和6年4月30日)」

問5 選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

(答) いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

問6 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的な所見を取得することは可能か。また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学

的所見とすることは可能か。

(答) 選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

問7 選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？

(答) 聴取の方法や様式に特段の定めはない。

問8 一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？

(答) 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

問9 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

(答) 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

問 10 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

(答) 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。